法により購入した免税対象酒類」に、「掲げる酒類」を「掲げる免税対象酒類」に、「当該酒類」を「当該免税対象酒類」に、「事業者」を「事業者により保存され」に、「酒類製造者」を「酒類製造者により保存され」に、「電磁的記録（第八条第二項に規定する電磁的記録」を「第八条第二項に規定する購入記録情報」に改め、「をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「電磁的記録」を「酒類購入記録情報」に改め、同条第三項に規定する税関確認情報」に、「消費税」とあるのは「この法律その他の消費税に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の」とあるのは「財務省令で」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「関し消費税」とあるのは「関し」に改め、同条第十四項中「第三項本文の承認及び」を「第六項の規定による」に、「並びに同項本文の規定により直ちに」を「及びその」に改め、同条第十五項中「輸出酒類販売場の許可に関する事項その他前各項」を「前各項に定めるもののほか、この条」に改め、同条第十六項中「第四項本文」を「正当な理由なく、第五項」に、「同項ただし書の承認を受けないで同項に規定する酒類の譲渡等をした」を「同項の免税対象酒類を輸出しなかつた」に改める。

第八十八条を次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第八十八条　令和八年四月一日以後に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこ（たばこ税法第二条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、同法第八条第二項の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る同法第十条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（同法第二条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一　葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを財務省令で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の財務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2　前項第二号に掲げる加熱式たばこ（たばこ税法第八条第二項の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、前項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十八条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第九十条の八の二第一項中「第一条」を「（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条」に改める。

第九十条の十一第一項中「及び第二項並びに」を「並びに」に改める。

第九十条の十一の二第一項中「月（」を「月の前月（」に改める。

第九十条の十一の三第一項を削り、同条第二項中「月（」を「月の前月（」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十一条の三第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第九条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「取引情報に係る電磁的記録」の下に「（同条に規定する財務省令で定めるところに従つて保存が行われているもの（以下この項において「特定電磁的記録」という。）であつて、その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録（当該保存義務者により当該特定電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る。）を除く。）」を加える。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項中「第十一条の六まで」を「この条及び次条」に改め、同条第六項中「次項、」を「次項及び」に改め、「及び第十一条の七」を削る。

第十一条の六を削る。

第十一条の七第一項の表租税特別措置法第三十一条の三第二項第二号の項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に改め、同条を第十一条の六とする。

第十三条の二第三項中「同年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に改める。

第十七条の二第十四項中「、第四十二条の十二の七第四項から第八項まで、第十項及び第十一項」を「から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第十八条の九第一項中「及び次条」を削る。

第十八条の十及び第四十条の四を削る。

第四十一条の二第一項中「登録免許税法」の下に「（昭和四十二年法律第三十五号）」を加える。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十一条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「復興特別所得税に係る次の」を「この章の規定の適用がある場合における次の」に改め、同項の表租税特別措置法の項中

第四十条第四項第三号	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税

を

第四十条第四項第三号	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が
	その他
第四十条第四項第四号	所得税

に、「第四十条第四項第四号」を「第四十条第四項第五号」に改め、同条第三項中「、所得税又は」を「、所得税及び」に改める。